はじめに

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条に基づいて設置され、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するための検証機関です。そして、この報告書は、第7期川崎市子どもの権利委員会の活動報告であり、①今期の委員会の活動の意義を振り返るとともに評価し第8期の委員会に引き継ぐ資料とすること、②子どもの権利委員会による検証システムをより有効に機能させるための資料とすること、③行政、市民・NPOが子どもの権利条例と委員会活動への理解を深めるための資料とすることを目的として作られています。

第7期川崎市子どもの権利委員会は、市長から「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」について諮問を受けました。「川崎市子どもの権利条例」が国内最初の条例として2000(平成12)年に制定され、2021(令和3)年に施行20周年を迎えるなかでの諮問でした。条例がいきたものとして、子どもに、おとなに浸透しているか、委員一人ひとりが子どもの視点から検証する姿勢があらためて問われるものでもありました。

委員会の活動はちょうど新型コロナウイルス感染症の拡大と重なってしまいました。しかし、様々な制約があるなかでも、子どもの権利が市民生活や子ども自身に息づいているのか確かめ合うべく、可能な範囲で取り組んできました。これまでの委員会の成果を基礎にしつつ、子どもの権利に関する実態・意識調査や行政施策の評価、感染対策に留意しながら行政や市民との意見交換(対話)を実施し、さらに条例の意義の再確認を含めた検証部会を立ち上げ取り組んできました。こうした活動の中で子どもの置かれた実情を委員で共有しつつ、検討を積み重ねるなかでみえてきた課題について提言を行いました。

子どもの権利委員会が、子どもの権利条例に基づいて本来の役割を果たすためには、委員会、行政、子どもをはじめとする市民・NPOとのパートナーシップが不可欠です。川崎を子どもの権利が尊重され、「子どもにやさしいまち」にしていくためにも、この報告書が活用され、行政やより多くの市民の中に権利委員会の活動への関心が広がり理解が深まることを願っています。

2022 (令和4) 年9月

川崎市子どもの権利委員会委員長 佐々木 光明